

第 年 月 日 号

様

橋本市長

## 特定空家等に対する措置について（勧告）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、 年 月 日付け第 号により、法第 22 条第 1 項の規定に基づき指導しましたが、改善がなされていません。

下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

## 記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
勧告に係る措置の内容		
措置の期限	年 月 日	
勧告に至った事由		
勧告の責任者	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

## 備考：

- 一、措置の実施後、遅滞なく勧告の責任者に報告してください。
- 一、上記の期限までに正当な理由がなく措置をとらなかった場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき当該措置をとるよう命令することがあります。
- 一、対象の空家等の敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 一、災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。